【計画書】

厳原都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（第２回変更）

長　崎　県

【 目 次 】

１．都市計画の目標 1

１）厳原都市計画区域における都市づくりの基本理念 1

２）地区毎の市街地像 2

２．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 2

１）区域区分の決定の有無 2

３．主要な都市計画の決定の方針 3

１）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 3

①基本方針 3

②主要用途の配置の方針 3

③土地利用の方針 3

２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 4

２)－１ 交通施設 4

２)－２ 河川 5

２)－３ 下水道 5

２)－４ その他の都市施設 6

３）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 6

４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 6

５）都市防災に関する方針 7

６）景観に関する方針 8

厳原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

１．都市計画の目標

都市を取り巻く状況は、人口減少・高齢社会の進行・地球環境問題や財政悪化など大きく変化している。このようなことから、現今の社会経済情勢や本県の地域特性を踏まえ、暮らしやすく活力のある都市環境の形成を図るため、「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針（平成１９年３月）」に基づき、長崎県の今後の都市づくりを進めていく。

その実現に向け、市街地のにぎわいを取り戻し、また、高齢者から子どもまであらゆる世代が不便なく、安心して暮らせる環境を形成するため、立地適正化計画や地域公共交通計画などの各種関連計画を活用して、集約型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワークの実現）を推進する。これにより、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、既成市街地における生活環境の維持に努め、地域の拠点に様々な都市機能を集積し集客力を高めてにぎわいを創出するとともに、地域における公共交通との連携及び利用促進を図る。

また、道路などの都市施設を効率的に配置して整備を促進するとともに、公園や緑地の整備や保全などにより低炭素型の都市づくり及び環境負荷の少ない都市づくりも併せて推進していく。

上記を踏まえながら、本都市計画区域の実情に応じて、都市づくりを行っていくものとする。

１）厳原都市計画区域における都市づくりの基本理念

厳原都市計画区域は、国境の島である対馬地域の南東部に位置し、今後の対馬の発展を牽引する中心的な役割を持った都市計画区域である。

本本都市計画区域の属する対馬地域は、古くから朝鮮半島との交流の中心として栄えてきた地域であり、壱岐対馬国定公園の美しい自然環境や固有種が生息する生態系、離島であるという地理的条件から生み出された独特の歴史的文化資源を有した地域であり、多くの貴重な資料を適正に保管・展示する施設として対馬博物館が整備されるなど特色を生かしたまちづくりが行われている。ここで、「大陸との交流による歴史的、地理的な特性を活かした魅力あるまちづくり」を対馬地域全体のまちづくりの目標とし、本都市計画区域においてもこれに即したまちづくりを行うこととする。

本都市計画区域は、海と山が織りなす美しい自然景観に恵まれ、石垣と武家屋敷が織りなす風情ある街なみを有している。

このような状況を踏まえ、本都市計画区域の基本理念を次のとおりとする。

・日韓交流の拠点としての連携・交流を育む、活力と賑わいのある都市づくり
・都市的な生活利便性の向上と歴史的な街なみとが調和した都市づくり
・豊かな自然や特有の生態系を守り、継承する都市づくり

２）地区毎の市街地像

ａ．厳原町中心市街地

本都市計画区域の中心市街地であり、市役所、国・県の機関などの業務施設や商業施設が集積しており、石垣や武家屋敷などの風情ある街なみが残されている地区である。

歴史的街なみを活かした都市基盤施設の整備を促進し、商業・業務・観光の拠点として、利便性の高い魅力ある市街地の形成を図る。

b．久田地区

市営住宅などの集合住宅や戸建ての低層住宅が立地しており、近傍には、県指定史跡の対馬藩お船江跡と厳原総合公園がある。

住民の日常生活を支える生活交流の拠点として、周辺環境と調和した良好な市街地の形成を図る。

また、豊かな緑に囲まれている厳原総合公園については、住民の余暇活動やスポーツ交流の場としての空間形成を図る。

２．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

１）区域区分の決定の有無

厳原都市計画に区域区分を定めない

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

①区域区分の必要性

- 都市計画区域内の人口が増加する可能性は低い。
- 都市計画区域内において住宅や産業の新規土地需要が生じる可能性は低い。
- 都市計画区域の市街地拡大に直接結びつくと考えられる主要プロジェクトは無い。

以上の理由から、本都市計画区域では市街地拡大の可能性は低いと考えられるため、区域区分の必要性は低い。

②都市計画区域を取り巻く社会的状況

本都市計画区域には、区域区分を定めなければならない特段の社会的状況は見られない。

３．主要な都市計画の決定の方針

１）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①基本方針

本都市計画区域では、都市機能や生活利便性の維持・向上を図るため、無秩序な市街地の拡大を抑制し、防災面や環境面にも配慮した計画的な土地利用を行う。また、道路、下水道、河川、公園などの既存の都市施設、空き家や空き地などの低未利用地を有効に活用するとともに、公共公益施設などの再編を行うなど、市街地の規模や役割に応じた効率的な土地利用を図る。

さらに、都市の特性を踏まえつつ、立地適正化計画を活用して商業、医療、福祉などの都市機能や居住の誘導を行い、公共交通と連携して、移動しやすく環境負荷の少ない集約型の都市づくりを推進する。

②主要用途の配置の方針

ａ．商業・業務地

本都市計画区域の中心市街地は、市役所や国・県の機関、商業施設などが集積し、本都市計画区域のみならず対馬市全体の商業・業務機能の中心的な役割も担っている地区である。

今後も、当該地区を、行政サービス、福祉・文化機能を備えた商業・業務地として位置づける。

ｂ．住宅地

風情ある歴史的街なみが残されている中心市街地の住宅地については、都市的利便性の高い住宅地として、また、現存する石垣などの保全に努め、景観に配慮した住宅地として位置づける。

郊外部の住宅地は、周囲の豊かな山林などの自然環境や農地に配慮した、良好な住環境を有する住宅地として位置づける。

③土地利用の方針

ａ．用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

小浦地区から桟原地区の厳原北地区において、一般国道３８２号の整備は完了し、都市的土地利用が進むことが予想されるため、周辺土地利用との調和を図りつつ、地域地区などの活用についての検討を行い、秩序ある市街地の形成を図る。

ｂ．自然環境の形成の観点から必要な保全に関する方針

本都市計画区域には、壱岐対馬国定公園に指定されている海岸や市街地背後の原生林など、貴重な自然環境が残されていることから、豊かな自然や生態系の維持、景観の保全を図り、良好な自然環境の保全に努める。

c. 大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造や市民生活、地域経済及び行政運営に大きな影響を及ぼす大規模集客施設※1については、公共公益施設や商業施設・住宅などが集積し、都市生活の拠点となるべき市街地の区域へ誘導することを原則とし、都市機能の集積を図り、集約型の都市づくりを推進する。

なお、基本的な方針と具体的な手法・基準は、「長崎県大規模集客施設等立地ガイドライン（平成１９年１１月）」によるものとする。

（※１）「大規模集客施設」とは、延べ面積が１万㎡を超える店舗、劇場、映画館、遊技場・文化ホールなどを指し、公共団体が設置するものも含む。

d. 集約型の都市づくりに関する方針

都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の活用による商業、医療福祉などの都市機能や居住の誘導と公共交通の効果的な連携により、移動しやすく環境負荷の少ない都市構造の形成に資する土地利用を誘導し、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指す。

２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

２)－１ 交通施設

①基本方針

ａ．交通体系の整備の方針

広域道路や幹線道路の整備を促進し、島内の連携・交流を強化する。

また、国内外からのゲートウェイとなる港湾、空港とのアクセス強化や住民生活に密着した道路の整備に取り組んでいく。

ひとにやさしいまちづくりをめざし、安全な歩行者空間の確保や旅客ターミナルなどにおける歩行者支援施設の整備など、バリアフリー化を図る。

ｂ．整備水準の目標

概ね２０年後には、都市の骨格を形成する主要な幹線道路網及び交通体系を確立することを目指す。

また、本都市計画区域における公共交通機能を高めることを目指す。

②主要な施設の配置の方針

ａ．道路

都市計画道路（以下(都)という。）国道３８２号線、(都)厳原豆酘美津島線、(都)久田南線、一般国道３８２号、主要地方道（以下(主)という。）厳原豆酘美津島線、(主)桟原小茂田線は、本都市計画区域と周辺都市との連携を強化するとともに、通勤・通学や買物などの日常生活の利便性向上に資する道路として位置づける。

b. 港湾

厳原港は、九州本土や韓国釜山との航路を有し、対馬の海の玄関口として人流・物流の拠点となる港湾である。このため、島外との広域的な交流・連携を促

進する重要港湾として位置づける。

③主要な施設の整備目標

概ね１０年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

国道３８２号 厳原港

2)－２ 河川

①基本方針

a．整備の方針

河川は、住民の安全で安心な暮らしを支えることはもとより、都市内における貴重な親水空間であり、動植物の生態系を保持する場でもあるが、各地で豪雨災害が頻発していることも踏まえ、各河川の想定氾濫区域を定め、氾濫区域内の資産状況、過去の洪水実績などを踏まえた治水対策の目標を定めたうえで、河川空間の利用状況や動植物の生育状況などを十分に勘案し、整備・保全を図る。

また、気候変動による外力増加が懸念されることも踏まえ、整備途上における施設能力以上の洪水や､計画規模を超える洪水などにおける被害を軽減するため、関係機関や地域住民と連携・協力し、水防体制の確立、雨量・水位などの河川情報の地域住民への提供､洪水ハザードマップなどの作成支援などを行う｡さらに、災害に強いまちづくりのため、土地利用計画との調整を行うなど、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う流域治水の取り組みを推進する。

b．整備水準の目標

河川の整備を行うにあたっては、各々の水系において、河川管理者が定める河川整備基本方針及び住民や学識経験者の意見を踏まえて河川管理者が定める河川整備計画に基づくものとし、都市における安全性・快適性の向上を図る。

②主要な河川の配置の方針

二級河川小浦川、樫塚川、阿須川、厳原本川、久田川については、安全で快適な暮らしを支える重要な役割を果たす河川として位置づける。

なお、二級河川阿須川は、日本では対馬のみに生息するアキマドボタルの生息地として天然記念物に指定されており、この生態系の保全に努める。

2)－３ 下水道

①基本方針

a．整備の方針

適切な雨水処理や生活排水・工場排水の衛生的な処理及び厳原本川などの公共用水域の水質保全を図るため､「長崎県汚水処理構想」や「対馬市汚水処理構想」

に基づき、計画的、効率的な汚水処理を推進し、都市環境や住環境の向上、浸水の防除を図る。

ｂ．整備水準の目標

既成市街地及び市街地整備の予定される地区において優先的整備を進める。

概ね１０年後における対馬市内の汚水処理人口普及率（汚水処理※２人口／行政人口）は、６９％を目標とする。

（※２）「汚水処理」とは、下水道、浄化槽など各種汚水処理施設による汚水の処理のこと。

2)－４ その他の都市施設

①基本方針

快適な都市生活、機能的な都市活動を確保するために、効率的かつ合理的なごみ処理を推進する。「長崎県廃棄物処理計画」に基づく、本都市計画区域を含む広域的な対馬ブロックにおいては、既に１施設による広域処理が図られており、今後も効率的かつ合理的なゴミ処理を推進する。

３）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要な市街地開発事業の決定の方針

道路・公園などの都市基盤施設と宅地を一体的に整備する必要のある地区、既成市街地において密集市街地の改善などを図る必要のある地区、又は大規模な土地利用の転換が見込まれる地区などにおいては、必要に応じて市街地開発事業の活用を図る。

４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

ａ．自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、壱岐対馬国定公園の美しい海岸や市街地背後の原生林など、貴重な自然環境を有しており、良好な景観を形成していることから、これらの積極的な保全に努める。

都市公園は、住民のレクリエーション活動の場であるとともに、都市の景観に潤いを与え、動植物が生息・生育できる場であり、また、災害時においては、防災機能を担う場でもあることから、規模、目的などを勘案し、機能的な配置を図る。

ｂ．住民１人あたりの公共空地の面積

対馬市の区域内の都市公園の住民１人当たりの敷地面積の標準は、１０㎡以上とする。

②主要な緑地の配置の方針

a．環境保全系統の配置方針

壱岐対馬国定公園に指定されている山林や海岸などについては、今後も、自然公園全体の森林や海岸などの美しい自然環境の連続性を維持するとともに、長崎県レッドデータブックで選定評価された絶滅のおそれのある野生動植物の生息生育地については、その環境の保全に努める。

県指定の天然記念物のアキマドボタル生息地である阿須川については、その環境の保全に努め、自然とのふれあいの場としての水辺空間の形成を図る。

b．レクリエーション系統の配置方針

厳原総合公園は、本都市計画区域及び周辺の住民がスポーツ・レクリエーションを通じて余暇活動を楽しむことができる、自然・レクリエーションの拠点として位置づける。

市街地東側にある漁火公園は、対馬海峡の青い海を望む美しい景観や夜の漁火による幻想的な景観を有しており、住民の憩いの場として位置づける。

c．景観構成系統の配置方針

壱岐対馬国定公園に指定されている海岸線と豊かな緑が織りなす良好な自然景観は、本都市計画区域の象徴的な景観であり、その保全に努める。

d．その他

対馬藩主宗家の菩提寺である万松院は、周囲の叢林（原生林）や大杉と一体となって、歴史的情緒を感じさせるものであることから、その保全に努め、観光資源としての活用も図る。

対馬藩お船江跡は、日朝外交史上大きな役割を果たした対馬藩の一つの象徴ともいえる遺跡であり、当時のまま残された石積の築堤は、歴史的価値が高いものであることから、その保全に努め、観光資源としての活用も図る。

③実現のための具体の都市計画制度の方針

a．公園緑地等の整備目標及び配置方針

レクリエーション系統として位置づけた厳原総合公園は、既に総合公園として都市計画決定されており、今後も、住民の憩いの場としての施設の維持・充実を図る。

b．緑地保全地区等の決定目標及び決定方針

市街地内の樹林地もしくは樹木に富める地区や水辺地などのうち、良好な自然景観を有する地区については、必要に応じて風致地区などを定め、良好な都市環境の形成を図る。

５）都市防災に関する方針

①基本方針

都市防災については、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づく

「長崎県地域防災計画」や水防法（昭和２４年法律第１９３号）に基づく「長崎県水防計画」などの計画とも十分連携を図り、必要に応じ都市計画を定めることなどにより都市防災のための施策などを行っていく。

また、立地適正化計画において防災指針を位置付けることにより、災害リスクに対して計画的な防災減災対策を行っていく。

６）景観に関する方針

①基本方針

県や市町の重要な施策などとの整合を図りつつ、都市計画区域内の都市景観、自然的景観、歴史的景観など地域特性を活かした景観の保全や形成を推進し、景観行政団体が定める景観計画に沿って必要に応じ景観地区や地区計画などの都市計画を活用しながら、良好な景観形成を図るものとする。

厳原都市計画区域

凡例
商業地・業務地
工業地・流通業務地
住宅地
自然公園地域
森林・農地・集落等
港湾
公園緑地等
国道
県道
都市計画道路
河川
都市計画区域界
市町界
北厳原
樫塚川
自転車道
小浦川
一般国道382号
(主) 桟原小茂田線
阿須川
厳原本川
(都) 国道382号線
対馬市
万松院
今屋敷地区
第一種市街地再開発事業
対馬博物館
対馬市役所
(都) 厳原豆酘美津線
商業・業務拠点
漁火公園
壱岐対馬国定公園
厳原港
広域交通
拠点
(主) 厳原豆酘美津島線
対馬藩
お船江跡
久田川
生活交流拠点
久田
(都) 久田南線
自然・レクリエーション拠点
厳原総合公園
N
0
250m
500m
1km
対馬地域
厳原都市計画区域